

こ成母第 791 号  
令和 6 年 12 月 27 日

各 { 都道府県  
市町村  
特別区 } 母子保健主管部（局）長 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長

「新生児聴覚検査の実施について」の一部改正について

新生児聴覚検査については、「新生児聴覚検査の実施について」（平成 19 年 1 月 29 日雇児母発第 0129002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）により行われているところです。

小児難聴の主要な原因の一つである先天性サイトメガロウイルス感染症について、症候性先天性サイトメガロウイルス感染症に対する治療薬が初めて保険適用されたことや新生児聴覚検査の確認検査でリファー（要再検）になった場合、生後 3 週間以内に先天性サイトメガロウイルス感染症の検査を行うことが強く推奨されていることから、母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令として、母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を改正したことを踏まえ、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとします。主な改正の内容は下記のとおりです。

各都道府県におかれては、十分御了知の上、貴管内市区町村及び関係団体等に周知をお願いいたします。

なお、関係団体に対しても、別添のとおり、周知しておりますので御了知いただきますようお願い申し上げます。

記

○改正の内容

- ・ 新生児聴覚検査の受診結果を確認し、確認検査でリファー（要再検）

となった児やフォローが必要な児とその保護者に対する適切な指導やフォローを行うこと。特に確認検査でリファー（要再検）であった場合、先天性サイトメガロウイルス感染症の検査の実施状況を確認し、必要に応じた指導やフォローを行う旨を追記したこと。

- リファー（要再検）となった児の保護者に対するロードマップの作成に当たっては、平成31年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業で作成された「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引き書」を参考にすることとお示ししていたが、この手引き書については近年の新たな知見を踏まえておらず、記述を削除したこと。
- 別添1「医療機関における新生児聴覚検査に関する留意事項」において、精密検査は、先天性サイトメガロウイルス感染症の尿核酸検査が陽性の場合には2か月以内、陰性の場合には遅くとも生後3か月以内を目途に実施することが望ましい旨を追記したこと。